

能発 0410 第 5 号  
平成 27 年 4 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業能力開発局長  
( 公印省略 )

平成 27 年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について

「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費）交付要綱について」（平成 16 年 3 月 26 日付け厚生労働省発能第 0326003 号。厚生労働事務次官通知）別紙「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 の規定（都道府県が援助する補助金の交付基準）に基づく、平成 27 年度における標記補助金に係る補助対象経費の算定基準を別紙 1 「平成 27 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」及び別紙 2 「平成 27 年度認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）における補助対象経費の交付要件」のとおり定めたので、下記に留意のうえ、この取扱いに遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。

なお、交付対象となる訓練生について、対象者を明確化するとともに、交付対象となる訓練科について、認定を受けている訓練の最小単位で判断することを明確化する見直しを図ったところであるが、これについては会計検査院の実地検査の結果等も踏まえて改正したものであることを御承知願いたい。

#### 記

第 1 別紙 1 「平成 27 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」の取扱いについては、以下の事項に留意すること。

- 1 職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）（以下「認定補助金」という。）の交付対象となる訓練生及び訓練科について

### (1) 対象者の明確化

- イ 中小企業事業主に雇用されている者の対象者を明確化したこと。
- ロ 学卒未就職者等、職業能力開発形成機会が十分でない者について、対象年齢を40歳未満から45歳未満まで引き上げるとともに、対象者について整理を行ったこと。
- ハ 45歳以上の中高年齢者について、定年退職者を含めることとし、定年退職者の項目を削除したこと。
- ニ 平成26年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準等に係る留意事項において補助の対象としていた、建築大工、左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法第33条の規定に基づく特別加入者については、平成27年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準に明記することとしたこと。

### (2) 補助基準となる訓練科の訓練規模等の緩和

交付対象となる訓練科について、若年労働者が減少する中、認定職業訓練の活性化を図るため、

- イ 補助金の交付対象となる訓練生数が総訓練生数の2／3以上である訓練科であることの要件を廃止したこと。
- ロ 補助対象訓練生数の要件について、長期間の訓練課程については、補助金の交付対象となる訓練生数が1訓練科において3人以上であることに緩和したこと。
- ハ 短期間の訓練課程については、補助金の交付対象となる訓練生が1訓練科において1人以上あることに緩和したこと。
- ハ 補助金の交付対象となる訓練科の要件を緩和したことに伴い、補助金の交付対象となる訓練生のうち、訓練開始時の満年齢が35歳未満の訓練生が3人以上である場合の要件を廃止したこと。

## 2 認定補助金の補助対象基準額について

補助対象基準額と補助対象事業に要した実績額との乖離を見直すこととし、実績額の水準まで補助対象基準額を引き上げるとともに、IT機器の普及を踏まえ、IT対応分の基準額を廃止し統合したこと。

## 3 建設、介護に係る訓練科に対する補助金増額の暫定措置について

人手不足が著しい分野の人材を育成するため、建設及び介護に係る訓練科を対象として、補助対象経費の2／3の額又は国の補助対象基準額のいずれか低い金額を上限とし、財政事情等により国の補助対象基準額と同額の補助が実施できない都道府県に対して増額交付を行うこととしたこと。

平成 27 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準

第 1 平成 27 年度における認定職業訓練助成事業費（運営費）（以下「認定補助金」という。）は、次に該当する場合に交付するものとする。

1 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（以下「能開法」という。）第 24 条第 1 項（同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う中小企業事業主（注）、中小企業事業主団体又はその連合団体若しくは能開法第 13 条の規定による職業訓練法人等（以下「中小企業事業主等」という。）であって、次のいずれの要件を具備するものに対して都道府県が補助を行った場合であること。

（注）中小企業事業主とは、資本の額又は出資の総額が 3 億円（小売業・飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が 300 人（小売業・飲食店を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人）を超えない事業主をいう。以下同じ。

- （1） 平成 27 年度において継続して認定職業訓練を行う中小企業事業主等にあっては、平成 26 年度の認定補助金の補助条件に違反した事実がない者であること。また、訓練時間の不足により平成 26 年度において補講を必要としていた場合にあっては、当該補講を完全に行行った者であること。
- （2） 平成 27 年度において新たに認定補助金の交付の対象となる中小企業事業主等については、当該事業主等の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期等から判断して当該者が認定職業訓練を的確に遂行するに足りる能力を有すると認められる者であること。
- （3） 認定職業訓練実施に係る予算の執行について責任者が定められているとともに、経理組織が整備されており、当該経理を明確かつ適正に執行できると認められる者であること。
- （4） 中小企業事業主等が法人でない場合は、当該事業主等の名称、目的、組織、認定職業訓練の運営方法及び財産の管理方法等が規約等に明記され、かつ、認定職業訓練の遂行に必要な財源が確保されているもの

であることを要するものであること。

- (5) 認定職業訓練の内容の充実及び効果的な実施を確保しつつ、認定職業訓練施設の効率的な運営を促していくため、認定職業訓練施設間ににおける長期間の訓練課程の一部委託又は全部委託若しくは合同実施を行った場合についても交付の対象とすること。
- 2 認定補助金の交付対象となる訓練は、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位（以下「訓練科」という。）ごとに判断するものとし、当該認定補助金の交付対象となる認定職業訓練の訓練科は、次のいずれの要件にも該当するものであること。
- (1) 当該認定職業訓練の訓練科の訓練生のうち、補助金の交付対象となる訓練生（以下「補助対象訓練生」という。）は次のいずれかに該当する者であること。
- イ 中小企業事業主に雇用されている者  
中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者。ただし、65歳に達した日以後に新たに雇用された者については、中小企業事業主に雇用されている事実が確認された場合に限り中小企業事業主に雇用されている者として取り扱うことができる。
- ロ 未就職卒業者等  
認定職業訓練開始時において満年齢が45歳未満の者であって次のいずれかに該当する者
- (イ) 未就職卒業者  
原則として、学校等を卒業（又は修了）した月の翌月以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない状態の者をいう。  
なお、「青少年の雇用機会の確保等に関する指針」（平成19年厚生労働省告示第275号）の趣旨等を踏まえ、新規学校卒業者に準じた支援を希望する、卒業後概ね3年以内の者については、卒業後の就職実績の有無にかかわらず、未就職卒業者として取り扱う。
- (ロ) 職業能力開発形成機会が十分でない者  
職業能力開発形成機会が十分でない者については、フリーター等過去5年以内において、概ね3年以上継続して正規雇用されたことがない者
- ハ 45歳以上の中高年齢者  
45歳以上の中高年齢者（定年退職者を含む。）であって、再就職の準備のため認定職業訓練を受講することを希望する者
- ニ 職場復帰を希望する者  
出産・育児等を終了した者であって、元の職場等に復帰するための準備

備等のため認定職業訓練を受講することを希望する者

ホ 建築大工・左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第33条の規定に基づく特別加入者

(2) 当該認定職業訓練の訓練科について、次のいずれかに該当するものであること。

イ 認定職業訓練が長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。以下同じ。）である場合にあっては、補助対象訓練生数が、平常年度において、単独訓練（単独事業主のみで行う訓練。以下同じ。）にあっては3人以上、共同訓練にあっては1訓練科につき3人以上（専門課程においては、1年次1科10人以上）（以下「補助基準」という。）であること。

ただし、学年の進行により訓練生数が補助基準を下回ることとなつた訓練科については、前年度に補助対象としていた訓練生について引き続き当該訓練を継続して実施する場合（補講の場合を除く。）には、当該継続に係る認定職業訓練は補助金の交付対象とするものとし、この場合において、当該継続に係る訓練生は、当該課程を修了するまでの間に限り補助対象とするものとする。

ロ 補助対象訓練生数が一時的に補助基準に示す人数を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施に熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、5年度以内に補助基準に示す訓練生数を確保できる見通しがある場合には、補助金の交付対象とするものとする（以下「訓練生数の弾力運用」という。）。

なお、従前の弾力的な取扱いから当該取扱いへの移行については、別途定めるところによるものとする。

ハ 認定職業訓練が短期間の訓練課程（指導員訓練の研修課程を含む。以下同じ。）である場合にあっては、補助対象訓練生が1訓練科当たり1人以上であること。

(3) 当該認定職業訓練施設への交通事情及び地域産業の労働事情その他からみて、訓練時間に対する訓練生数の出席率が80パーセントを下回ることがないと認められるものであること。

(4) 訓練の重複受講の補助の禁止について

同一の訓練カリキュラムを同一の者が受講した場合は補助の対象としないこと。

ただし、事故、疾病等のやむを得ない事情により訓練を中断した者が、同一の訓練カリキュラムを再受講する場合については、この限りではないこと。

(5) 本補助金における「訓練科」の単位は、原則として次のとおりとする

こと。

- イ 能開法施行規則（以下「規則」という。）第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練として認定を受け、実施されるそれぞれの訓練科を単位とするものであること。
  - ロ 能開法第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき職業訓練の認定を受けて直接訓練を実施する主体に係る訓練科であること。したがって、認定職業訓練施設の上部組織又は分校等の下部組織の単位では訓練科とみなさないこと。
  - ハ 単独訓練にあっては、イ又はロにかかわらず、1訓練科とみなすこと。
- ニ 平成4年度以前に開始され、平成4年度では旧訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び職業転換課程の訓練であって、平成27年度において従前の内容を継続するものについては、国の補助金では、現在の訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び短期課程のうち規則別表第4に係る訓練とみなすこと。

第2 認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練に係る経費は次に該当するものとする。

職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の「認定職業訓練助成事業費（運営費）都道府県が助成するもの」の補助対象事業内容の欄中にある「認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する事業主等が行う認定職業訓練の運営に要する経費」は次の1から7に掲げるものとする。

#### 1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費

この経費は、中小企業事業主等の訓練施設等に集合して行われる学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員（長期間の訓練課程の訓練を実施する団体等については教務職員の補助職員を含む。）の謝金・手当（賞与を含む。）に要する経費であること。なお、事務職員の人件費等は含まないこと。

また、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る補助対象額は、認定職業訓練実施団体等の規約に基づく額であること。

#### 2 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費

(1) 建物の借り上げ、修繕等に要する経費

(2) 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費

### (3) 訓練のために直接必要な光熱水料等

上記に掲げる経費のうち、「購入」に係る部分については、購入単価が2万円未満のものであること。

なお、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると厚生労働大臣が認める機械器具等については、借り上げ(リース)を含めること。

また、2万円以上のものについては、別紙2「平成27年度認定職業訓練助成事業費(施設費及び設備費)における補助対象経費の交付要件」で取り扱うものであること。

### 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費

(1) 職業訓練指導員を対象として行われる研修会に職業訓練指導員が参加するために要する旅費等の経費

(2) 訓練生を対象として行われる合同学習会に訓練生が参加するために要する旅費等の経費

上記に掲げる経費については、長期間の訓練課程の訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。

また、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会で実施する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費についても含まれることとすること。

ただし、海外で行われるものは、除外するものであること。

### 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費

(1) 教科書の購入、作成等に要する経費

(2) プリントその他の印刷費

(3) その他の教材に要する経費

(4) 試験の材料に要する経費

(5) 訓練に必要な消耗品費

(6) 訓練に必要な参考図書購入費

### 5 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他厚生労働大臣が必要、かつ、適当と認める経費

(1) 実習場等における消火器、救急医薬品等に要する経費

(2) 訓練修了証書、技能照査合格証書等の作成に要する経費

(3) 訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等における構成事業主、学

校教育機関及び職業安定機関との連絡通信及び会議資料作成等に要する経費

電話使用料金、文書による通信費、資料作成のための複写用紙、印刷等に要する経費を含むものであること。

(4) 訓練生の募集に係るパンフレットの作成費

職業訓練実施団体と構成事業主、学校教育機関、職業安定機関との間の訓練生募集経費（高等学校等中途退校者に対する訓練生募集経費）を含むものであること。

(5) その他の管理運営に必要かつ適当と認められる経費

ただし、1及び3に係る経費以外の人件費、税金、会費類、献金、保険料及び個人の所有となるものに係る経費等は、補助対象としないこと。

6 訓練時間の延長等に伴う職業訓練の経費について

延長する期間が1年以内であって、かつ、訓練時間についても期間の延長相当分追加される場合又はこれに準ずる場合には、延長した期間に応じて補助対象経費とするものであること。

7 訓練開始後の補助金の取扱いについて

訓練開始後において認定職業訓練を行う中小企業事業主等の都合によらない理由で訓練生数が第1の2の(2)の基準の要件を充たさなくなった場合は、訓練期間に対する当該要件を充たしていた訓練期間に応じて算定した経費等を補助対象とするものであること。

第3 交付要綱の4の規定に基づく算定基準により算定して得た額（以下「補助対象基準額」という。）は、次の1及び2により算定した合計額とする。

1 長期間の訓練課程に係る補助対象基準額

(1) 専修訓練課程及び普通課程

イ 補助対象訓練生数3人未満

1,838,000円（固定費）

ロ 補助対象訓練生数3人以上

1,631,000円（固定費） +

69,000円（1人当たり単価）×当該補助対象訓練生数

（注1）

（注1）出席率80%以上の者に限る。以下同じ。

(2) 専門課程

12,563,000円(固定費) +

230,000円(1人当たり単価) ×当該補助対象訓練生数

(注1)

(3) 共同認定職業訓練充実化経費

上記(1)及び(2)について、共同認定職業訓練実施団体の行う訓練については、1認定職業訓練施設につき、361,600円を加える。

2 短期間の訓練課程に係る補助対象基準額

次の訓練課程に応じて定める基準額に、当該補助対象訓練生数（注1）を乗じて得た額（注2）

訓練の種類	訓練課程		基準額
普通職業訓練 短期課程	短 期 課 程	①規則別表第4に係るもの	72,400円
		②規則別表第5に係るもの	44,000円
		③①及び②以外	9,200円
高度職業訓練	専門短期課程		9,800円
指導員訓練	研修課程		9,200円

(注2) 上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の各訓練課程にあっては、訓練単位数の1単位当たりの補助基準額である。

なお、上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の訓練単位数は、次のとおりである。

集合訓練時間数	単位数
12時間以上 15時間以内	1 単位
(規則別表第3に係るものについては)	
10時間以上 15時間以内	
16時間以上 25時間以内	2 単位
26時間以上 40時間以内	3 単位
41時間以上 60時間以内	4 単位
61時間以上 80時間以内	5 単位
81時間以上 100時間以内	6 単位
101時間以上 150時間以内	7 単位
151時間以上 200時間以内	8 単位
201時間以上 300時間以内	9 単位
301時間以上 400時間以内	10 単位
401時間以上 500時間以内	11 単位
501時間以上 600時間以内	12 単位
601時間以上 700時間以内	13 単位
701時間以上	14 単位

第4 建設又は介護に係る認定職業訓練については、都道府県が行う補助が、第2に定める認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練に係る経費の2／3、第3に定める補助対象基準額のいずれか低い額に満たない場合、次により当該不足分を増額交付するものとする。

ただし、27年度において、訓練生数の弾力運用を適用する訓練科については、増額交付の対象としないものとする。

1 建設又は介護に係る訓練科であって、当該交付の対象となる訓練科は次のいずれにも該当するものであること。

(1) 都道府県における27年度の補助対象基準額について、次の要件を満たしたものであること。

イ 普通課程の普通職業訓練においては、1人当たり単価について26年度の単価から1%以上の引上げを行ったこと、及び固定費の単価については、26年度と同額以上であること

ロ 短期課程の普通職業訓練においては、1人当たり単価について26年度の単価から3%以上の引上げを行ったこと

ハ 専門課程の高度職業訓練においては、1人当たり単価について26年度の単価から1%以上の引上げを行ったこと、及び固定費の単価については、26年度と同額以上であること

(2) 26年度において、都道府県の補助の対象となった訓練科であって以下のいずれかに該当する訓練科であること。

イ 普通課程の普通職業訓練については、以下に掲げる訓練科であること。

電力系・送配電科
電力系・電気工事科
電力系・電気設備科
電力系・電気設備管理科
建築施工系・木造建築科
建築施工系・枠組壁建築科
建築施工系・とび科
建築施工系・鉄筋コンクリート施工科
建築施工系・プレハブ建築科
建築外装系・屋根施工科
建築外装系・スレート施工科
建築外装系・建築板金科
建築外装系・防水施工科
建築外装系・サッシ・ガラス施工科
建築内装系・畳科
建築内装系・インテリア・サービス科

建築内装系・床仕上施工科
建築内装系・表具科
建築仕上系・左官・タイル施工科
建築仕上系・築炉科
建築仕上系・ブロック施工科
建築仕上系・熱絶縁施工科
設備施工系・冷凍空調設備科
設備施工系・配管科
設備施工系・住宅設備機器科
土木系・さく井科
土木系・土木施工科
土木系・測量・設計科
揚重運搬機械運転系・クレーン運転科
揚重運搬機械運転系・建設機械運転科
塗装系・建築塗装科
社会福祉系・介護サービス科
社会福祉系・介護福祉士養成科

口 一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練については、規則別表第5第1号に係る訓練科のうち、以下に掲げるものであること。

さく井科
建築板金科
冷凍空気調和機器施工科
建築大工科
かわらぶき科
とび科
左官科
築炉科
ブロック建築科
タイル張り科
畳製作科
配管科
厨房設備施工科
型枠施工科
鉄筋施行科
コンクリート圧送施工科
防水施工科

内装仕上げ施工科
熱絶縁施工科
ガラス施工科
ウェルポイント施工科
カーテンウォール施工科
サッシ施工科
自動ドア施工科
表装科
塗装科

ハ 二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練については、規則別表第5第2号に係る訓練科のうち、以下に掲げるものであること。

さく井科
建築板金科
冷凍空気調和機器施工科
建築大工科
かわらぶき科
とび科
左官科
築炉科
ブロック建築科
タイル張り科
畳製作科
配管科
厨房設備施工科
型枠施工科
鉄筋施工科
コンクリート圧送施工科
防水施工科
内装仕上げ施工科
熱絶縁施工科
カーテンウォール施工科
サッシ施工科
自動ドア施工科
ガラス施工科
ウェルポイント施工科
表装科
塗装科

二 単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練については、規則別表第5第3号に係る訓練科のうち、以下に掲げるものであること。

枠組壁建築科
エーエルシーパネル施工科
樹脂接着剤注入施工科
バルコニー施工科
路面標示施工科

ホ 短期課程の普通職業訓練であって、規則別表第4・5以外の訓練科については、以下に掲げる訓練科に準じるものとして、都道府県知事が認定している訓練科であること。

建築科
とび科
ブロック建築科
配管科
さく井科
建設科
プレハブ建築科
土木科
クレーン運転科
建設機械運転科
フォークリフト運転科
玉掛け科
建築板金科
冷凍空気調和機器施工科
建築大工科
かわらぶき科
左官科
築炉科
タイル張り科
畳製作科
厨房設備施工科
型枠施工科
鉄筋施工科
コンクリート圧送施工科
防水施工科
内装仕上げ施工科

熱絶縁施工科
ガラス施工科
ウェルポイント施工科
カーテンウォール施工科
サッシ施工科
自動ドア施工科
表装科
塗装科
枠組壁建築科
エーエルシーパネル施工科
樹脂接着剤注入施工科
バルコニー施工科
路面標示施工科
送配電科
電気工事科
家屋營繕科
屋根施工科
タイル施工科
畳科
住宅設備機器科
防水施工科
インテリア・サービス科
地質調査科
測量科
住宅營繕科
表具科
介護サービス科

へ 専門課程の高度職業訓練については、規則別表第6に係る訓練科のうち、以下に掲げるものであること。

居住システム系・住居環境科
居住システム系・建築科
居住システム系・建築物仕上科
居住システム系・建築設備科
居住システム系・インテリア科

2 当該増額交付に係る交付手続き等については、別途定めるところによるものとする。

平成 27 年度認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）における補助対象経費の交付要件

平成 27 年度における認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）（以下「認定補助金」という。）は、2 の(1)に規定する施設の新築、修繕及び2 の(2)に規定する設備を整備する1 の(1)から(3)のいずれかに該当する都道府県に対して交付するものとする。

1 補助対象者等については次のとおり。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（以下「能開法」という。）第 13 条の規定による中小企業事業主、中小企業事業主団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等（以下「職業訓練実施団体」という。）が行う認定職業訓練のための施設（以下「職業訓練施設」という。）又は当該職業訓練実施団体が行う職業訓練のための設備（以下「職業訓練設備」という。）を設置又は整備する都道府県
- (2) 職業訓練施設又は職業訓練設備を設置又は整備する市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対して補助を行う都道府県
- (3) 職業訓練施設又は職業訓練設備を設置又は整備する職業訓練実施団体に対して補助を行う都道府県

2 認定補助金の交付の対象となる職業訓練施設又は職業訓練設備は次の要件を具備するものであること。

(1) 職業訓練施設の要件

イ 当該施設を利用することとなる職業訓練実施団体の訓練生数を考慮した施設規模であること。また、当該訓練生が永続的に適正数確保される見通しがあること。

ロ 施設を設置するための土地が確保されていること。

この場合、施設を設置するための土地が借地である場合には、少なくとも設置する施設の耐用年数を上回る年数の賃貸借契約又は使用貸借契約がなされている等職業訓練の継続性が真に認められるものであること。

なお、施設を設置する土地の選定に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める建築面積に対する割合、建築の構造、規模、

採光、換気、通風、防災等の点から検討するとともに、都市計画法をはじめ関係法律の規制についても、十分配慮されたものであること。

ハ 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造であること。

この場合、施設の構造は、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造スレートぶき等訓練施設として十分な耐久性のある構造のものであること。

ニ 施設のうち、国の補助金の交付の対象となる部分は次に掲げるものとすること。

教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用務員室及び湯沸室を含む。）、便所、洗面所、廊下（玄関、階段を含む。）、物置及びその他訓練に必要な部分。

なお、教室の数及び面積は、当該施設において訓練を行う職業訓練実施団体等の訓練生数、その他の利用者数からみて適當な規模のものであり、実習場は、集合して実技の訓練を行うのに必要な面積を有するものであること。

ホ 施設については、家屋付帯設備工事（屋内給排水工事、屋内配線工事その他社会通念上必要とされる工事）についても補助対象とするものであること。

ヘ 施設費については、1工事費当たり200万円以上であり、厚生労働大臣が必要と認めるものを補助対象とすること。

ト 補助対象施設に適用される単価は、「平成27年度職業能力開発校設備整備費等補助金の算定基準について」（平成27年3月30日付け能発0330第11号）別添1のうち、校舎及び共通部分に示される単価等を準用すること。

## （2）職業訓練設備の要件

イ 集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な機械器具等であり、整備価格が単価2万円以上のものであること。

なお、運営費同様、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると厚生労働大臣が認める機械器具等については、借り上げ（リース）を含めること。

ロ 設備についての管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであること。

ハ 機械器具については、必要な規格又は安全装置を具備したものであること。

ニ 設備については、機械器具の操作に必要な付属工具についても補助対象とすること。

また、機械器具の設置のための屋内配線工事、設置運搬費についても補助対象とすること。

(3) 職業訓練施設及び設備に共通する要件

- イ 職業訓練実施団体は認定職業訓練を的確かつ継続して実施し得る能力を有し、当該施設、設備の運営について熱意を有するものであることを要するものであること。
- ロ 職業訓練実施団体の行う認定職業訓練のために都道府県又は市町村が設置又は整備した施設及び設備を使用させる場合は無料とするものであること。

(4) その他

施設及び設備の契約については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等により一般競争入札、指名競争入札及び随意契約とし、公正かつ最適な価格によって行うものであること。